

## 税制調査会（第21回総会）議事録

日 時：平成31年 1 月31日（木）14時00分～15時28分

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

### ○中里会長

それでは、第21回税制調査会を開会します。

本年最初の税制調査会ですが、どうぞよろしく申し上げます。

最初に、本日の議題について、簡単に御説明します。

本日は、まず、昨年末にまとめられた平成31年度税制改正の内容について、事務局に御説明いただきます。

その後、今後の税制調査会の進め方に関し、前回の総会でお話があった海外調査について、委員の皆様にご相談したいと考えております。

本日もペーパーレス会議とさせていただいておりますので、その点、御理解と御協力をよろしく申し上げます。

それでは、ここでカメラの皆様は御退室をお願いします。

（カメラ退室）

### ○中里会長

本日の議題に入る前に、委員の交代がございましたので、御報告します。

これまで委員を務めていただいております野坂雅一委員がこの度、辞任されたことに伴い、1月26日付で、関根達雄読売新聞グループ本社取締役、読売新聞東京本社相談役が委員に任命されました。

関根委員より一言頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

### ○関根委員

関根です。よろしく申し上げます。

### ○中里会長

どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議題に入りたいと思います。

平成31年度税制改正の概要について、財務省と総務省から、それぞれ御説明いただきたいと思っております。

まず財務省主税局、植松調査課長、よろしく申し上げます。

### ○植松主税局調査課長

調査課長の植松です。よろしく申し上げます。

お手元のスライドで総21-1をお開きください。

まず、目次がございます。次に政府税制改正大綱の概要ということで、全体を俯瞰していただければと思います。

まず一番目が消費税率引上げに伴う対応ということで、住宅、自動車に係る措置を

講じています。

二番目の柱がデフレ脱却・経済再生等ということで、研究開発税制の見直し、個人事業者の事業承継に対する支援、中堅・中小企業に対する支援。さらに6ページ目ですが、地方創生の推進、頻発する災害への対応といった措置を講じています。

三番目の柱が車体課税です。

四番目の柱が、政府税調でも御議論いただきましたが、贈与税の非課税措置あるいは国際課税、納税環境整備ということで、これらについて、これから御説明したいと思います。

それでは、9ページを御覧ください。住宅に係る駆け込み・反動減対策です。こちらは、消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を現行10年から3年間延長して13年間としております。11年目以降の3年間は、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定することとし、建物購入価格の3分の2%あるいは住宅ローン年末残高の1%のいずれか少ない金額を税額控除する仕組みとしております。

続きまして、デフレ脱却・経済再生等の関連です。

11ページをお開きください。まず、研究開発税制の見直しです。上に三つの○がございますように、オープンイノベーション型の拡充、総額型の見直し、さらに高水準型について整理した上で総額型に統合する、ということです。具体的には12ページ以降で御説明いたします。

まずオープンイノベーション型の対象範囲の追加等です。こちらは、まず控除上限を、現行、総額型とは別枠で法人税額の5%としていましたが、今回、10%に引き上げています。さらに、研究開発型ベンチャーとの連携による研究開発力強化の観点から、研究開発型ベンチャーとの共同研究・委託研究の税額控除率のカテゴリーを設けて25%と設定しています。

さらに、その際には、13ページ左下にごございますように、研究開発型ベンチャーの中で産業競争力強化法に基づき認定されたベンチャーファンドから出資を受けているベンチャー企業あるいは国立大学や国立研究開発法人より出資を受けている産学官連携の推進につながる一定のベンチャー企業等とするなど、一定の所要の要件を課しているところです。

14ページが総額型の見直しです。総額型の見直しは、十分な収益が発生していない中でも研究開発投資を進めていただく観点から、一定のベンチャー企業について法人税額の40%を限度に税額控除を設定しています。さらに、控除率について、メリハリをつけながら、より増加インセンティブが効くような控除率の見直しをしています。

15ページは、高水準型の見直しです。高水準型は、売上に比して高い水準の研究開発を行っている企業に対する増加インセンティブを引き続き配慮しつつ、制度の簡素化の観点も踏まえ、今回、総額型の控除上限の適用期限を2年間延長した上で総額型

に統合することで、総額型の控除率を一定割合割増しする措置、最大1.1倍の割増しする措置を講じています。

次に、個人事業者の事業承継税制の創設です。既存の事業用小規模宅地特例との選択適用で、10年間の時限措置としております。こちらは、事業用の宅地に加えて、建物、その他一定の減価償却資産につき課税価格の100%に対応する額を納税猶予することとしています。さらに、相続時だけではなく、生前贈与時、いずれにも適用可能ということになっています。

17ページを御覧ください。その際、事業等の継続要件を課しておりました、個人事業者の事業継続を支援する政策目的との整合性を確保するとともに、債務控除に関する措置や税額の計算方法について一定の手当てを講じています。

次のページが事業用の小規模宅地特例の見直しです。事業用の小規模宅地特例は、節税を目的とした駆け込み的な適用など、そうした本来の趣旨を逸脱した適用を防止するために、見直し案に書かれていますように相続前3年以内に事業の用に供された宅地は、特例の対象から除外することとしています。ただし、②のような場合は除きますが、それ以外の場合は特例の対象から除外するような形で最小限の措置を講ずることとしています。

19ページが中小企業者等の法人税率の特例の延長です。現在の租特法による軽減税率15%の期限について2年間延長することとしています。

20ページが中小企業投資促進税制等です。これらは、基本的に2年間の適用期限の延長を行うとともに、商業・サービス業・農林水産活性化税制については、収益力向上要件を追加した上で適用期限を2年間延長することとしています。

21ページは地域未来投資促進税制の見直しです。こちらは、特に高い付加価値を創出し、地域経済への高い波及効果が期待される取組みについて、主務大臣の認定を受けた場合に、機械装置等の特別償却、税額控除について一定の配慮をする措置等を講じています。

22ページが中小企業における災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制上の措置です。災害が中小企業における事業活動に与える影響等を踏まえて、中小企業者の皆様にも事前対策の取組強化の観点から、中小企業等経営強化法の改正を前提とする事業継続力強化計画に基づく防災・減災設備、具体的には自家発電機、排水ポンプ、データバックアップシステムなどですが、これらへの投資について特別償却ができる措置を講じることとしております。

23ページは所有者不明土地に関する長期譲渡所得の課税の特例です。昨年、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が成立して、地域福利増進事業という形で、一定の場合には道路や公園、病院等の整備に関する事業を行えることとなっております。こちらについて、所有者不明土地の中の確知所有者あるいは隣地の所有者について土地等の長期譲渡所得の課税の特例を設けています。

24ページが空き家に係る譲渡所得の特別控除です。現行制度では、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が耐震リフォームを行う、又は更地にして、それを譲渡した場合は3,000万円の特別控除が適用できる仕組みがあります。こちらについて、近年の状況を踏まえ、被相続人が老人ホーム等に入居していた場合についても適用対象に追加する措置を講じています。

25ページは、いわゆるインバウンド対策ですが、外国人旅行者向け消費税免税制度の見直しです。地域のイベント等における特産品等の外国人旅行者への販売機会を増やす等の観点から、輸出物品販売場の許可を受けた事業者があらかじめ税務署長の承認を受けた上で、出店前日までに臨時販売場を設置する具体的な届出を出せば免税販売ができるよう制度の見直しを講じることとしています。

26ページが損害保険会社等に係る異常危険準備金の拡充・延長です。近年の巨大自然災害の発生などに鑑みて、火災保険等に係る特例積立率を6%に引き上げた上で特例の適用期限を3年間延長することとしています。

三番目の柱が、車体課税の関連です。具体的には総務省自治税務局からも御説明があると思いますが、簡単に御紹介したいと思います。

28ページですが、自動車税の恒久減税ということで、これは地方税ですが、1,320億円程度の減税となります。

具体的には29ページにありますように、小型車を中心に、例えば660cc超から1,000cc以下の排気量の自動車は、年間4,500円の引下げを、それ以上は段階的に減っていきまして、排気量が大きい車は年間1,000円の引下げ幅となっています。

こちらに加えて、28ページに戻りますと、自動車重量税のエコカー減税の見直しを国税の関連では講じています。政策インセンティブ強化の観点から、対象を見直すということを行っています。

さらに地方税財源の補填ということで、先ほどの自動車税の恒久減税について生ずる地方税の減収のうち、地方税の見直し、環境性能割等の見直しにより増収がありますが、それでも確保できない分が800億円程度あります。こちらについて、先ほどのエコカー減税の見直しに加えて、自動車重量税の譲与割合の段階的引上げ、揮発油税から地方揮発油税への税源移譲を講じることによって、国費で補填する形をとっています。

また、消費税率引上げ後の1年間の措置として環境性能割の税率を1%分、軽減するとしています。

29ページは、先ほど御説明したとおりです。

30ページは、エコカー減税の見直しのイメージを図で示しています。

31ページは、先ほどの財源の関係ですが、赤線が自動車税減税による減収額で、新車から適用されるものですから、毎年減収額が増えていくことで、最終的には1,320億円の減収になっています。これに対して、国税関係では自動車重量税のエコカー減税

の見直し、一番下の緑の部分ですが、年間270億円の増収があります。さらに、地方税関連ではグリーン化特例、環境性能割の基準の見直しを講じていますが、なお平年度では530億円の減収となります。こちらに対応して、自動車重量税の譲与割合の引上げ、揮発油税から地方揮発油税の税源移譲によって国費で補填をする仕組みになっています。

32ページ以降はその他です。

まず、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置です。こちらは、政府税調でも御議論いただいたところですが、33ページは現行の制度となっています。この中で論点としては、受贈者、贈与の受け手の子供、孫について、対象が0～30歳、所得要件なしということでした。こちらについて政府税調の議論等も踏まえて、以下のとおり見直しをしています。

34ページを御覧ください。

まず適用期限について、2年間延長することとしています。

所得要件につきまして、受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用できないとすること。

さらに教育資金の範囲について、23歳以上の方の教育資金の範囲は、学校や学校に関連する費用に加えて、雇用保険で教育訓練給付を行っていますが、その教育訓練給付の対象になるような教育訓練を受講するために支払われるものに限定することで、その他のものは対象外になるという見直しをしています。

併せて、贈与税の課税についても見直しをしておきまして、現行では30歳になれば、その時点の残高に対して贈与税を課税する形になっていましたが、今回の見直し案では、30歳到達時でも、最近の例ですと学校などに通われている方も多々いらっしゃると思いますが、そういう場合は、その受講が終わった年の翌年末に贈与税を課税するという、最大40歳まで課税を後に送る形で贈与税を課税することにしています。

さらに相続税についても、現行制度では贈与者が死亡した場合でも残高を相続財産に加算しない仕組みをとっていましたが、見直し案では23歳未満である場合や学校等に在学している場合、教育訓練給付金の支給対象になる教育訓練を受講している場合には引き続き相続財産に加算しますが、それ以外の場合については相続財産に加算するような見直しを講じています。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置につきましても同様の見直しを講じておきまして、2年間を延長することと、見直し案にありますように合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用できないようにする形にしています。

これらについては、政府税調でもいろいろ御議論いただいていた中で、引き続き資産の移転時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討を行っていくことになろうかと思えます。こちらは、昨年末の与党の税制改正大綱におきましても基本的考え方ということで取りまとめがありましたので、ここで、口頭で御紹介したいと思いま

す。

与党の税制改正大綱の中では、今後、諸外国の制度のあり方も踏まえつつ、格差の固定化につながらないように、機会の平等の確保に留意しながら、資産移転の時期の選択に中立的な制度を構築する方向で検討を進める。こうした検討の進捗の状況を踏まえ、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、次の適用期限、2年後ですが、その到来時に、その適用実態も検証した上で、両措置の必要性について改めて見直しを行うこととする、このような取りまとめが行われています。

続きまして、38ページ、39ページ、国際課税の関係ですが、こちらについても政府税調で御議論いただきました。いただきました御意見も踏まえて、BEPSプロジェクトの合意事項に則って、経済実態にも配慮する形で見直し案を作成しています。

まず過大支払利子税制については、見直し案の欄にありますように、対象とする利子、調整所得の定義、基準値について勧告内容と異なっているという課題がございました。今回、そちらを踏まえて、例えば、対象とする利子は第三者を含めた純支払利子にする、基準値は20%にするなどといった形で勧告に沿った見直しを講じています。

次が移転価格税制です。移転価格税制については、独立企業間価格の算定方法としてディスカウント・キャッシュ・フロー法を追加するとともに、評価困難な無形資産の取引に係る価格調整措置の導入として、予測と実際の結果が相違した場合には、税務当局が実際の結果を勘案して、当初の価格を再評価できるような仕組みを講じる等々の措置を今回、整備しているところです。

40ページが経済取引の多様化等に伴う納税環境の整備で、仮想通貨等の普及に対応するものです。

一番目が利便性の高い納税環境の整備で、仮想通貨交換業者から取引データを出していただいて、顧客（納税者）が簡便に電子申告等ができるような環境を整備していくということです。

その上で、税務当局による情報照会の仕組みとして、現在でも実務上、任意の照会は行われていましたが、他の法律の例も踏まえて根拠規定を整備することとしています。それに加えて、高額・悪質な無申告者を特定するため、特に必要な場合に限りまして、情報照会を行うことができるようにすることを今回行っております。具体的には、赤枠に囲んでいるような場合に限定をして氏名や住所等について照会する仕組みを構築することとしています。

以上が税制改正の内容ですが、もう一つ補足しますと、政府税調では老後の資産形成支援について御議論いただいていたので、こちらについても与党の税制改正大綱の中で触れられておりますので、せっかくの機会ですので、口頭で御紹介させていただきますと思います。

老後の生活等に備える資産形成を支援する公平な制度のあり方として、「人生100年

時代」に向けて、どのようなライフコースを歩んだ場合でも老後に備える資産形成について公平に税制の適用を受けることができる制度のあり方を考えることが必要である。こうした認識のもと、関係する諸制度について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から、諸外国の制度も参考に、包括的な見直しを進める。

その際には、拋出・運用・給付の各段階を通じた課税のあり方について、公平な税負担の確保等の観点から検討する必要がある。また、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについて、働き方やライフコースの多様化を踏まえた検討が必要である。こうした御指摘をいただいているところです。

最後に、参考資料として、42ページですが、国の一般会計の税収の推移をつけています。31年度予算では62.5兆円ということで、所得税が19.9、消費税が19.4、法人税が12.9兆円となっています。

私からの説明は以上です。

#### ○中里会長

植松課長、ありがとうございます。

それでは、自治税務局川窪企画課長、よろしく申し上げます。

#### ○川窪自治税務局企画課長

それでは、総21-2の総務省の資料の御説明をさせていただきます。

2ページから数枚が今回の平成31年度地方の税制改正の全体像となっております。

2ページ目の大きな一番が地方法人課税における新たな偏在是正措置についてです。

3ページから4ページの途中にかけまして、車体課税の大幅見直しに関する改正内容です。後ほど順次、別のページで御説明します。

4ページには、下半分、個人住民税についての改正が大きく三点、掲載しています。

また、5ページ、森林環境税、森林環境譲与税の制度を創設するための法律の制定を行うことが今回の税制改正となっております。

また、5ページの下半分の主な税負担軽減措置等については、様々、延長、拡充等の措置を講じるとしているところです。

それでは、具体的な中身について、6ページ以降。

7ページですが、地方法人課税における新たな偏在是正措置についてです。こちらは、上の囲みの中に書いてありますように、地域間の財政力格差の拡大や経済社会構造の変化等を踏まえて、県内総生産の分布状況と比較して、大都市に税収が集中する構造的な課題に対処をし、都市と地方が支え合い、ともに持続可能な形で発展する観点から、法人事業税、総額で6兆円規模の税ですが、この約3割、約1.8兆円になりますが、こちらを分離して、特別法人事業税という国税化をしますが、国税は全額、特別法人事業譲与税という名前で、また各都道府県に一定の基準に基づいて譲与する仕組み、この仕組みを導入するというものです。

その譲与基準は7ページの右の括弧の中に「譲与基準：『人口』」と書いていますが、人口を譲与基準とすると同時に、その下に「（不交付団体に対する譲与制限あり）」と書いてありますように、不交付団体におきましては今の時点では都道府県分ですので東京都のみが該当することになりますが、この不交付団体については交付団体における交付税、地方交付税の財政調整機能との連続性や均衡などを考えまして、留保財源に相当する割合で、当初算出額の25%を保障する一方で、残る75%は当該不交付団体には譲与しないこととし、交付団体の方に人口を基準として譲与する仕組みにするものです。

この結果として、8ページですが、前のページの冒頭で申し上げたように、8ページのグラフを御覧いただければ、効果が見てとれるわけですが、構造的な課題と上にも書いてありますが、県内総生産の各県ごとの分布状況に比べて、地方法人課税における課税権の問題あるいはフランチャイズ化や持ち株会社化などのような近年の企業形態、企業活動の変化などを踏まえて、大都市部にこの県内総生産の分布以上に集中しがちであった税収の状況を前のページで申し上げた譲与税制度を入れた後で見ると、ちょうどその分布に見合うような税収の分布が実現することになるというものです。

続いて、車体課税の見直し、9ページ以降ですが、10ページを御覧ください。

車体課税の大幅な見直しについては、その趣旨、目的は、上のキャプションに書いているとおりです。消費税率10%への引上げに合わせて、自動車税、これは都道府県の税金で保有段階における毎年払っていただく税金ですが、自動車の保有に係る自動車税の負担は恒久的に引下げを行います。これにより、需要の平準化など、国内自動車市場の活性化、また、新車代替が促進されることに伴います燃費性能の優れた自動車や、あるいは安全性能の優れた自動車の普及を図っていく趣旨、目的で講じる措置です。

また、二つ目の黒丸に書いているように、この恒久的な減税に伴う地方税の減収については、下を見ていただくと、赤丸が二個あります。その二つ目の赤丸に黒ポツが五つありますが、この黒ポツのうちの三つです。グリーン化特例、エコカー減税、環境性能割、それぞれ税目や税の仕組みが異なりますが、一言で言うと、それらについて講じられている、あるいはその仕組みとして燃費性能に応じて税負担が決まる仕組みになっているわけですが、その燃費性能の基準を厳しい方向に切り替える、あるいは対象の重点化を行うなどして、こうした車関係税収の増収を一定程度図ろうというものが黒ポツ三つです。

なお補填し切れない減収額については、その下の黒ポツ二つにありますように、自動車重量税の譲与割合を引き上げていただく、あるいは揮発油税から地方揮発油税への税源移譲の措置を講じていただくことにより、1,320億円という平年度ベースの地方税の減収額については、その同額に当たる1,320億円の財源確保措置を講じることとし

ているものです。

11ページ、12ページは先ほど財務省からの御説明にもあった内容と重複しますので、御覧いただくということで先へ進ませていただきまして、13ページはその税源移譲の全体像です。

14ページを御覧ください。車体課税は、今、申し上げた恒久的な措置に加えて、時限的措置として、消費税率の引上げ、平成31年10月1日当日からの一年間に限った時限的措置として、その時点から自動車取得税の廃止に伴う措置として新設されることとなっています環境性能割という制度があり、この環境性能割の税率を1%分、軽減をする措置をすることとしています。この措置に伴う減収は上の※印に書いていますように、地方特例交付金によって国費で補填いただく仕組みにしているものです。

15ページからの個人住民税です。

個人住民税は、16ページ、ふるさと納税制度について、その運営の健全な発展が図られる形での見直しを進めようことで、ここに一定のルールの下でのふるさと納税制度を見直すとキャプションに書いていますが、内容としては、特に②のところに書いていますように、返礼品をお使いになる場合には、返礼割合を3割以下。すなわち1万円の寄附を仮にいただいたとするならば、使う返礼品は3,000円以下の品物にしてくださいということです。また、その場合の品物は地場産品に限る。このようなことを制度の下で行っていただくようにしようというのが16ページです。

また、17ページは個人住民税における住宅ローン控除の対応です。こちらは先ほど御説明のありました国税における対応と合わせて個人住民税も対応しますという内容です。

18ページは、子供の貧困に対応するための措置でして、個人住民税の中に所得の低い方についての非課税の措置があります。個人住民税には所得割、均等割、両方ありますが、いずれも非課税となる所得の低い方における非課税措置があるわけですが、その場合の所得の低い方の対象となる人的要件の中に、今は寡婦という人的要件があるわけですが、そこにさらに事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けている方を追加するものでして、端的に申し上げれば、結婚したことがないが子供を育てている方を寡婦と同じ扱いに個人住民税の非課税措置において行う内容です。

19ページ以下、森林環境税です。20ページと21ページですが、20ページを御覧ください。

森林環境税は、温室効果ガスの排出削減目標を達成する、また、災害防止を図っていくなどの観点から、森林の整備を進めていくことが必要、また森林を多く抱えている市町村、特に町村部を中心として、山の多い地域における地方の安定財源を確保する、そのような観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設することとしているものです。

内容は、絵の中にありますように、個人住民税の均等割に、今、個人住民税の均等割、この中では1,000円、3,000円と書いてありますが、現在はそれにプラス防災対策のための税率引上げが道府県、市町村、500円ずつございまして、1,000円、3,000円他にプラス500、500があるわけですが、平成36年度以降は、そのプラス500円、500円の1,000円がなくなった後に国税、太い文字で森林環境税1,000円と書いてありますが、この年額1,000円の御負担を約6,200万人の納税義務者、個人住民税と同様の納税義務者からいただき、右にございますように、森林環境譲与税として私有林人工林面積や林業就業者数、人口に応じて譲与をする、このような仕組みを導入しようとするものです。

21ページに、これから先の年表のようなものをつけていますが、今、申し上げたように森林環境譲与税の原資となる森林環境税は平成36年度からの課税となりますが、一方で、森林の整備は待たないということですので、平成31年度からは譲与税の譲与は特別会計借入金で財源として先に始めておき、36年度から税収が入り始めたら償還しつつ、少しずつ譲与額を増やして譲与を続けていく仕組みにしているものです。

以上が地方税制改正の主な改正内容です。

#### ○中里会長

川窪課長、ありがとうございました。

ただいま平成31年度税制改正に関して事務局から御説明いただきましたが、委員の皆様から御意見、御質問がございましたら御発言をいただきたいと思います。なお、本日御欠席の神津里季生特別委員から意見書が提出されておりますので、その旨、お伝えしておきます。

それでは、梅澤特別委員からどうぞ。

#### ○梅澤特別委員

まず研究開発税制、一步踏み込んでいただいたのは良かったと思います。一方で、成長戦略として考えたときには、国際的な競争力がある条件設定になっているかと、国際発信力が十分にあるか。これは両方とも必要条件になると思います。そう考えると、この法人税の例えば総額型で言うと控除上限25%だったものを一部は40%に引き上げたという話があるのですが、これも諸外国と比べて競争的かと言われると必ずしもそうではないので、さらに踏み込んだ施策を来年以降、考えられないでしょうかというのが一点目です。

それを考えるときに、政策官庁、例えば経産省等と議論をしているといつも出てくるのは、税制改正をすると税収中立を実現しなければいけない。特に経産省の所管をする枠の中で、どこを増やして、どこを減らすのかという議論にすぐになってしまうという話を承ります。

これがどこまで現実なのかはさておき、少なくともそういうパーセプションがあるように私は理解をしていますが、殊、成長戦略に関しては、経済は動的なものなので、

減税が投資になって中長期的には税収増につながってくるというダイナミズムも踏まえて考えていかないと、どちらにせよ、先ほど私が申し上げたような思い切った踏み込みはできないなと感じています。こここのところのマインドセットを変えられないでしょうかというのが二点目です。

三点目、小規模事業者への優遇措置が過剰にみえます。事業承継税制や法人税率の特例など、いろいろ重ねていただいているようにみえるのですが、別の委員会で生産性向上のプロジェクトを走らせています。そこで最近申し上げたのは、生産性革命に必要なのは既存企業の保護ではなくて、新陳代謝あるいは産業の統合であると言っています。それには完全に逆行をするような措置をいろいろと積み重ねているようにみえるので、ここもマインドシフトをしませんかというのが三点目のポイントです。

#### ○中里会長

梅澤特別委員、ありがとうございます。

それでは、高田委員、お願いいたします。

#### ○高田委員

今回の税制改正の取り巻く環境のところに関する認識をお話しさせていただきたいと思います。

ちょうど昨日、経済財政諮問会議でプライマリーバランスの黒字化が2026年になるということで、従来より1年前倒しという形になったわけなのですが、その背景となっているのが、いわゆる改革シナリオという成長政策と、もう一つは大前提としての消費税なのだろうと思うのです。

そのような観点からすると、25年というところになるのですが、よく団塊の世代が後期高齢者で、いわゆる2025年問題と言われるわけです。そういう非常に重要なタイミングのところは本当にできるのかどうかというところがあるわけで、そういう中で今回の税制改正ということで考えますと、一つは、やはり消費税の着実な引上げとそのための整備が重要になります。もちろん消費増税は決まっていることではあるのですが、改めて重視するという共通認識というのでしょうか、これが非常に重要なのではないかと改めて思います。

それと二番目のところが経済再生へのインセンティブで、今回もそういうものが作られているわけですが、よりそうした観点からの対応が必要ではないかと改めて感じます。

三番目に、高齢化の中での資産シフト、これが今回も取り込まれているわけですが、そういうことが今回、非常に重要ではないかと思っています。それと同時に、先ほど議論にもなりましたが、老後の資産形成といったところが非常に重要になってくるわけですし、こうしたものは、私も今、金融庁の金融審議会の中でも同じような議論をさせていただいているのですが、中でも言われているのがトータル、見える化、シームレスという言葉でして、いわばこうした高齢化に向けた様々な対応がパッチワーク

ではなく、いかに人生100年時代の中で分かりやすく、また、人生設計の中で分かりやすくトータルで対応できるような、こういう措置が必要です。もちろん、税の観点からは税の観点であるわけですが、加えて社会福祉の観点も含めて、様々なものが今後の対応は、政府全体の中でも一体化して対応できるようなものが必要なのではないかということを感じる次第です。

**○中里会長**

ありがとうございます。

それでは、林特別委員、お願いします。

**○林特別委員**

ありがとうございます。

特別法人事業税の件ですが、その前身と言ったら語弊があるかもしれませんが、平成20年からの地方法人特別税は法人事業税と同様に法人税において損金算入されていたと思います。今回の特別法人事業税も法人事業税から分離させて国税にするということですが、この法人特別事業税もなぜ国税で損金算入されたままになっているのでしょうか。

法人事業税は応益原則に立って地方公共サービスの対価として支払われているから損金算入されていると理解していますが、今回の特別法人事業税に関しては企業の規模次第ではかなりの部分が国税化されるわけで、そこの部分を応益原則で理屈づけして、国税の法人税へ損金算入することは理屈上、少し難しいような気がします。もちろん、企業の負担を増やさないというのは十分理解できるのですが、平成20年からの地方法人特別税の場合は暫定的な措置だと理解できるのに対して、今回の特別法人事業税は恒久的な措置だと思います。そこのところ、いまだ法人税に損金算入できることに関する税としての理屈づけをお伺いできればと思います。

**○中里会長**

それは御質問ですか。

**○林特別委員**

質問と指摘です。どのように捉えられて損金に算入されるのか。

**○中里会長**

分かりました。

では、池田課長お願いします。

**○池田自治税務局都道府県税課長**

新しく国税として分離をします特別法人事業税についての御質問をいただきました。こちらについても従前の地方法人特別税と同様、損金算入されることとする予定ですが、基本的には地方法人特別税と理屈としては変わらないと考えておりますし、また、何よりも、事業者の方々に負担を増やさないことが一番肝心であろうということで、地方法人特別税と同様に損金算入をすることとしております。

### ○中里会長

池田課長、ありがとうございます。いろいろお考えはあるのかもかもしれませんね。  
それでは、土居委員、お願いします。

### ○土居委員

御説明、どうもありがとうございました。

今年は何においても、税制においては消費税率を10月に引上げることを是が非でも実現していただきたいと思うわけであります。先ほどの御説明の中でも消費税率の引上げに対応することについての御説明もあったところであります。

8%に引き上げるときは、私の記憶が確かならば、半年前に経済状況等の点検会合を開いて、そのときに引上げるという判断をしたということですが、二度延期されましたが、最初のときは当時存在した景気判断条項という条文があって、それに従って判断して延期するというところだったかと思いますが、平成27年の改正でその景気判断条項ないし景気弾力条項というのは削除されて今日に至っていると思うわけです。

そうすると、10%に引き上げるときは、そういう景気判断条項に基づいた判断というのは必要ないと私自身は思っております。ただ、年始に、年が変わっていろいろ報道を伺っておりますと、菅官房長官が引き上げるかどうかの判断の最終の時期は、来年度予算が成立したり税制改正法案が成立したりするところが一つの区切りだというような、そういう報道がなされているということで、私の理解ですと、景気判断条項はもうないということなのですが、事務局にお伺いしたいのは、その点について、どういう理解になっているのかという関係性をお伺いしたいと思います。

### ○中里会長

植松課長、お願いします。

### ○植松主税局調査課長

御質問ありがとうございます。

御指摘の前回の引上げ時の判断は、おそらく平成25年10月1日の閣議決定を指しておられるのだと思いますが、御指摘のとおり、その閣議決定は抜本改革法の附則18条の景気判断条項に基づくもので、この規定は27年の改正で削除されているというのが事実関係の一つです。

後段の方の官房長官の御発言についても事実関係として申し上げますと、その後、1月15日に、BSのテレビ番組に官房長官が出席されておりました、その番組の中で同様のことが聞かれておられます。その中で官房長官の御発言を御紹介させていただきたいと思っております。

まず、キャスターから、正月3日のラジオ番組で「2019年予算の成立前後というのが一つの目途ですかという質問に対して、一つの区切りというのはそうじゃないだろうかと、こういう可能性を示唆しておられますけども」という質問がございました。

それに対して官房長官から、「ただ、この発言もあまりその真意というのですかね、

伝わっていないのですけれども、これは予算でいろいろなことを消費税率引上げのものもやりますので、そこはやはり必要だということですよ。それで、その後にリーマン・ショックのようなものがない限りはそのままやりましょうということを行っているわけですから」ということ。さらに、官房長官から、「判断の時期というのはいけませんよ。ただ、予算の中に消費税対策のものを入れていきますから、そこはやはり成立させるということ、そこが極めて大事だと思います。」さらに、「政権としてやるべきことは、いろいろなことがあったとしてもそれを乗り越えられる経済の環境を作っていくということが私どもに課せられている、こういうふうに思っています。」と、このように発言されておりますので、事実関係として御報告します。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いします。

#### ○佐藤委員

ありがとうございます。

まず質問なのですが、移転価格税制の見直しのところ、資料でいう39ページのところで、いわゆる評価困難な無形資産の取引に係る事後調整のところ、所得相応性基準の話だと思うのですが、どうなのだろうと思ったのは、まず予測と結果が違った原因について、取引時点で予測困難だったことを納税者が証明するという。これはつまり、立証責任が納税者側にある。

これは、日本の税制の中で珍しいケースで、私が理解する限り、日本の税は基本的に課税当局側に立証責任が課されるケースが多いので、ということは、これから国際課税の枠の中において挙証責任の所在は企業側に置くということが基本的なスタンスという理解でいいのか、例外措置なのかということ。

あと事前確認制度、APAとの関係で、事前に確認したじゃないかという話が出てきたときに、やはり予測と違っていたとなったとき、APAでいけば課税当局もそれで認めているわけですから、この辺の整合性はどうなのだろう。明らかに嘘をついていたなど、そのようなケースなら分かるのですが、どこまで価格調整措置は、実効性があるのかということについて疑問があり、答えられる範囲であればということです。

先ほどの林特別委員の質問の続きになってしまうのですが、今回の名前がいろいろ変わるのでは覚えられないのですが、特別法人事業税ですが、結局、地方法人課税は入り口が応益課税で出口が格差是正なのです。ここで捻じれてしまうわけです。課税根拠はずっと受益者負担だと言っていたのに、東京の企業が払った税金がどうして譲与税を通して北海道に行くのだ、他の地方に行くのだと考えると、受益していないじゃないかということをおっしゃってしまいますから、そこでおそらく今回出てきたイノベーションと言うべきなのか、総務省の資料の8ページ、実はそうではない、これは偏在是正ではないのですと言いたいのではないかと思います。

つまり、大都市に結局、今、フランチャイズや持ち株会社、そういう事業形態が変わっているなど多様化しているので、結果的に構造的に大都市に集まりやすい。つまり、これはある意味、OECD風に言えば、価値が創造されたところで正しく課税が実施されていないのではないかという問題意識で、もし県内総生産が正しい価値の創造を表しているのだとすれば、県内総生産に応じた分布は正しいのではないですか。

それは結果として見れば、それは格差税制になっています、偏在性の是正になっていますという、そのようなロジックなのかという気がしたのですが、もしそうだとすれば、つまり、あくまでも価値が創造された場所で課税をする。それを担保したいのであれば、やることは二つに一つで、一つは分割基準の見直し。

今は従業員と事業所と大変粗い方法、前近代的な方法で分割基準を行っているので、それを根本的に見直すか、そうでなければ消費税と同様になってしまいますが、地方消費税同様で、ある種、国と地方で共同の法人税を作って、地方の取り分については確かに消費税の配分基準のようなもので県内総生産や付加価値や資産など、そういったマクロの指標を使って分割するという、そちらの問題になるような気がしていて、これは先ほどの林特別委員の言葉を使えば暫定措置として行っているうちは、仕方がない、時間もないというのは分かるのですが、これを恒久措置だと言われたときには、おそらく自ずから議論が捻じれてくると思うのが一つです。

最後に、車体課税についてですが、消費税の話も、仮に一段落するのだとすれば、車体課税のあり方。基本的には保有から利用へという転換ということもあるので、この保有から利用への転換を視野に入れたときに車体課税をどのようにするかという議論があって良いと思います。

ただ、個人的には走行に対する課税、利用からどのように税を取るか、料金を徴収するかという単に税のフレームの問題だけではなくて、道路の利用というインフラ保全、管理の観点から考えることもあって良くて、何が言いたいかという、税金として取らなくても道路料金として取りましょうという議論だってできるわけで、それはPFI/PPPのような話になりますが、少し税という枠に捕らわれずに幅広のスタンスで考えていく必要があるのかな。そうしないと、なかなか保有から利用への徴収の転換はいかないのかという気はしました。

## ○中里会長

まず細田参事官、お願いします。

## ○細田主税局参事官

移転価格税制の関係、国税の39ページの資料について、御質問いただきました。OECDの議論の中でも佐藤委員に御指摘いただきましたAPA、事前確認制度について、こういうものが事前にある場合には、価格調整措置は行わないとなっておりますので、我々もそのように考えておりますし、また、立証責任の関係も大きく企業側に立証責任を変えろというよりは、OECDの議論の中では税務当局が調査の際に無形資産の情報につ

いて取得するのはなかなか難しいところもあるので、納税者に乖離の原因や算定方法などについて、示していただくことで税務当局から調査が行いやすくなる。そのようなことで、改正を行うということです。

#### ○中里会長

池田都道府県課長、お願いします。

#### ○池田自治税務局都道府県税課長

特別法人事業税について補足的に御説明します。分割基準の見直しなど、地方の共同の法人税というアイデアは確かにそのようなこともあろうかと思えます。ただ、例えばインターネットの販売やフランチャイズ化の進展等は、税調でも議論になりましたが、国際的にも議論になっているように課税権そのものの問題にかかわってくるものなので、分割基準を見直せば良いというだけでは済まない話だと考えております。そうしたことから、今回、このような措置を講じたわけです。

一方で、資料の中にも書いてありますが、経済社会の変化に対応できるように検討規定を設けておりますので、中長期的に、そういったものが変わってくれば税制についても不断の見直しを行うのは当然だと考えております。

#### ○中里会長

車体課税については、川窪課長お願いします。

#### ○川窪自治税務局企画課長

車体課税関係は、今回、一定の結論を得ているわけです。当面、その執行をしっかり行っていきたいと考えております。今後のあり方については、与党の税調でも議論がございまして、与党の税制改正大綱の中では、中長期的な視点に立って検討を行っていかうというようなことが書かれてあり、そうした観点からの中長期的検討課題なのかと受けとめております。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、大田委員、お願いします。

#### ○大田委員

ありがとうございます。

デフレ脱却・経済再生という目的で、政策税制が年々増えて、しかも複雑になっている印象を持っています。もちろん、個々の政策税制の中には重要な政策目的を持っているものがいくつもあるのですが、やはり課税ベースを広げて税率を下げていくという大きい方向性の下で、租特は常に見直して減らしていくべきであることをしっかり押さえておきたいと思えます。

政策税制は期限を区切るからこそ政策効果があるわけですから、期限があるものは守る、ないものは毎年、効果を検証する。適用期限を延長するときは、これまでどのような効果があったかをきちんと示して御説明いただくことが重要だと思います。エ

ビデンス・ベーストでポリシー・メーカーを行うという政府の方針がありますので、効果の検証もないまま、適用期限が延ばされることは改めるべきだと思います。

もう一点、緊急避難的な措置はやはり緊急避難にすべきです。中小企業の法人税率の特例15%はリーマン危機のときに導入されました。成長率が低いとはいえ、戦後最長の景気回復と言っているときにこれが今も続いているのは、やはりおかしいと思います。

今、もう一度危機が来る、あるいは景気の急減速が来たときに打つ手が政策的に少ないのが深刻な問題ですので、そのためにも、以前の危機のときの政策がずっと続いているということはやめるべきだと考えています。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、赤井特別委員、お願いします。

#### ○赤井特別委員

ありがとうございます。

考えていた意見はほぼ大田委員と同じなので、大分重なるかもしれないのですが、簡単に。

消費税を引き上げることが第一の目的に、想定どおり引き上げることなので、ある程度それに配慮した形になっているというのが直感で、いろいろ調整された結果だと思うのですが、減税、さらに経済再生という名目もあり、政策税制などが広がっていると思います。消費税は財政再建という目的もあるわけですから、消費税を上げるためなら他のところは減税して良いとはならないので、政策税制については、効果があるところは減税しても良いと思いますが、逆に効果がなくなったところは元に戻して引き上げて、消費税のことはあるかもしれませんが、できれば税収中立で目指すというところが大事かと思います。

同様に、国税の33ページのところの贈与税の非課税措置。これは長期にわたるような措置なので捕捉していくのも大変だと思うのですが、これがきちっとできているのかは気になっています。今度、拡大するということですが、この制度が実際、きちっと執行されているのかどうかなど、そもそもの目的、十分目的を把握していないかもしれませんが、経済効果など所得分配に与える影響があると思うので、その部分が想定したとおりになっているのかどうか、これは成果の計測ということなのですが、そのところが少し気になったので、成果が上がっているかどうかを一度検証していただけだと思います。

以上、全体としては、効果の測定と、めり張りをつけて、単に消費税があるから他は減税して良いということにならないようなところを今後も注意しながら見ていきたいと思います。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、神津特別委員、お願いします。

#### ○神津（信）特別委員

まず、平成31年度の税制改正では、我々税理士会の要望をいろいろと取り入れていただいで、大変感謝をしたいと思います。その上で、二点申し上げたいと思います。

一つ目は、個人所得課税のあり方についてです。29年度の与党大綱におきまして、今後数年をかけて、基礎控除をはじめとする人的控除等の見直し等の諸課題に取り組んでいくと明記され、29年度、30年度と連続して見直しが行われましたが、31年度改正では特に目立った動きはありませんでした。まだ道半ばだと思っておりますので、この歩みを止めることなく取り組んでいただきたいと思います。その際、この調査会が果たすべき役割は、既に行われた改正の検証を含めて、あるべき改革の道筋を提言することだと思っておりますので、必要に応じてテーマとして取り上げていただきたいと思っております。

二つ目は資産課税についてです。この度の個人版事業承継税制との関係でも登場する回数が増えるかと予想されますが、資産移転の時期の選択に中立的な制度とするために、相続時精算課税制度の使い勝手をもう少し良くしていただきたいと思っております。現在、この制度があまり使われない理由は、リスクが大きすぎるということに尽きると思っております。例えば、相続時精算課税は贈与税の時価で相続税が課税されるため、贈与財産が値下がりした場合は不利になってしまいます。特に最近は自然災害等が頻発しておりまして、資産価値が大きく下落・減少することも珍しくありません。

また、相続の場合は非課税となる不動産取得税が、相続時精算課税を選択した場合の贈与の際はかかってくるということも負担になっています。その他、手続きや管理の煩雑さ、一度選択すると暦年課税に戻れないことなど、使われない原因は幾つも考えられると思っておりますので、まずはこうした点について見直しを検討していただきたいと思っております。

他方で、若年層への資産移転を促すためには、贈与税の基礎控除の引上げや税率構造の緩和をすることが効果的だと考えますので、この点も御検討いただければと思います。

最後ですが、何名かの委員の方から、中小企業を優遇し過ぎているのではないかという御意見がありまして、ごもっともな部分もあるとは思いますが、こちらの立場としては、中小企業を優遇してきたからこそ、この戦後最大の好景気が続いたと考えていますので、今後とも中小企業の支援施策を緩めることなく継続していただきたいと思っております。

#### ○中里会長

それでは、田中特別委員、お願いします。

#### ○田中特別委員

私もはじめに、中小企業の直面する経営課題である人手不足と事業承継に対して税制改正でもしっかりと手当てをしていただいたことに感謝を申し上げたいと思いますが、今日、御意見が幾つか出ましたので、私なりに少し発言させていただきたいと思います。

一つは、中小企業の特徴に合わせた税制とは何かということを議論していただきたいと思います。何と比べて優遇をしているのか、何と比べてずるいのかは必ずしもちゃんと議論をしていない。例えば事業承継について取引相場がない株価を評価して、それを払わないと事業承継できないのは、他にはない中小企業だけのハードルです。それに対して妥当な政策をとれているかというのが一つの大事な話だと思う。これを優遇と言われると、それはそういうことではないと思います。

事業承継について、事業承継のメリットと言えば若返りを早くしたい。若返りになることで先ほど言っていた生産性革命に繋がる新しいチャレンジや経営改善ができていくというデータが出ています。黒字廃業の防止にもなることもあります。

昨年、1,800件ぐらいの事業承継税制の申請がありました。中小企業の活性化について動き出していることは事実だと思いますし、必要な施策だと思います。

今回、個人事業主の事業承継税制が新設をされました。そのときに感じたのは、大変裾野が広いのです。税制の対象となる事業用の減価償却資産には、乳牛や果樹などが含まれており、農業にも随分関係している。それから、歯医者であるとか個人で開業している医者の設備も税制の対象となるので、地方医療の存続を通じて、地方再生にも寄与をするという意見がたくさんありました。実際に生産性革命も大事です。ただ、生産性だけでは解決できないこともたくさんあるということが事実だと思います。そういった意味で、事業承継税制は、特別な優遇ではなくて、中小企業が活性化する政策効果があると思っています。

二番目に、法人税15%について直すべきではないかという声がありました。現状、社会保険料が非常に高くなっていて、個人事業主が法人化をためらう要因となっているのが実態です。こういったことも見ながら、どのようにしていったら良いのかを改めて議論していただきたいと思います。

以上が中小企業に対しての御意見に対して私の意見です。

地方税について特別法人事業税という考えが入ってくるのですが、佐藤委員の言っているとおりに、応益性のある地方税から格差是正をしようという出口にすり替わっていることは事実だと思うので、地方税について企業と個人がどのような能力に応じて支払うべきかといったことも議論する必要があると思います。

ここで参考に出ているのは、住民一人当たりになると法人事業税が幾らになるかというデータですが、東京にいる住民は地価も上がったり様々な影響を受けていて、では、地方よりもサービスをたくさん受けているのか、そういう議論はあまりできていないわけです。大事な話なので、地方税のあり方も根本的に今後のことを考える機会

を持っていただきたいと思います。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

他にはよろしいでしょうか。

梅澤特別委員、どうぞ。

#### ○梅澤特別委員

先ほど大田委員と赤井特別委員が言われた論点、大賛成で、提案なのですが、どこかのタイミングで税制全体の簡素化というテーマで、一度、グランドデザインを議論しませんか。というのは、毎年毎年、屋上屋のように積み上がって、システムの世界で言うスパゲッティ化が税でも明らかに起こっていて、これを解きほぐして簡素化する、大掃除をするという作業を行わないと、いつまで経っても複雑化する一方だと思います。

二点目は、納税事務の電子化の話。二年ほど前にここでも何度か議論をして、その後、進んでいるのでしょうか。先ほど私が申し上げた生産性革命の話にしても、税制の簡素化の話にしても、どれだけ電子化できるかというのはとても大きなレバーだと思っていて、方法を間違えると、マイナンバーカードみたいになってしまうので、ちゃんと今回は着地できるようにしたいと思っています。それは誰がどこで効果的に推進をしているのか見えないので質問をさせていただきました。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

その問題については随分議論してきております。簡素化についても制度を簡素にするのももちろんあるのですが、そういう技術を通じて納税者にとって心理的な負担が高くなるようにするという点については、それを簡素化と言うのかどうか分かりませんが、梅澤委員もおっしゃいますように、また議論させてください。ありがとうございます。

それでは、次の議題に入りたいと思います。

こちらは冒頭に申し上げましたが、政府税制調査会による海外調査について、皆様に御相談したいと思います。

本年の海外調査は「老後の生活等に備える資産形成を支援する公平な制度のあり方」、これを中心に実施してはどうかと考えております。

お手元に「老後の生活等に備える資産形成を支援する公平な制度のあり方等に係る海外調査について（案）」、こちらがあると思います。この一枚紙の資料を用意しましたが、御覧いただければと思います。

昨年の総会を欠席された委員の方もいらっしゃるので、経緯を簡単に御説明します。このテーマに関しては、昨年の秋、第19回総会、前々回の総会です。そこで検討に着手しました。このときは、まず事務方からの説明に加え、企業年金・個人年金の専門

家でいらっしゃる慶應義塾大学の森戸教授からもコメントをいただきました。

委員のみなさまに活発に御議論いただいた後、私からは、諸外国の制度も参考にしながら、これはなかなか難しい問題ですので、来年以降も引き続き、老後に備える資産形成を支援する公平な制度のあり方について議論を行ってまいりたいと思いますと申し上げました。

その次の第20回総会、前回の総会です。ここの自由討議の際にも、委員の皆様から様々な意見を頂戴したところですが、その中で岡村委員から、外国の制度をもう少し調査してみる余地はあるのかと思いますとの御指摘をいただきました。今後、議論を進めていくために、国際比較の視点は大変重要であると考えております。

つきましては、実際に現地に赴いて諸外国の制度やその運用状況について、当局へのヒアリング等を通じて調査を行ってはどうかと考えています。

具体的には、検討中ではありますが、4月下旬から5月上旬頃にかけて、これまでの税制調査会の議論で取り上げた北米と欧州の諸国を対象に調査を行ってはどうかと考えているところです。

主な調査内容は、各国の老後の生活等に備える資産形成を支援する諸制度、具体的には企業年金・個人年金、非課税投資・貯蓄等について、公的年金制度との関係あるいは資産形成に対する社会の意識や資産形成のためにどのような金融商品が提供され、利用されているかといった観点を含め、幅広く聴取し、諸制度の仕組みはもとより、実際の運用状況についても理解を深める機会としてはどうかと考えております。

加えて、税制調査会では資産課税についても老老相続が一層進んでいる現状を踏まえ、資産移転の時期の選択により中立的な制度の構築について検討を進めていくこととしておりますので、そうした観点から、相続・贈与に関する税制についても、そのような海外調査の中で、今後の検討に資する制度を有する国について調査してはどうかと考えているわけです。

その後、総会において海外調査の結果を御報告した上で、調査結果から見えてくる新たな論点なども踏まえながら、議論を深めていければと考えております。なお、その派遣する委員等については、事務局とも御相談の上、また、皆様の御都合にもよると思いますので、決定させていただきたいと考えております。

それでは、詳しく説明しましたが、海外調査の件に関して、皆様から例えばこのような点をもっと調べたほうが良いのではないかなども含めて御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

では、土居委員からお願いします。

#### ○土居委員

大変重要な海外調査ではないかと思えます。私も昨年10月の総会でTEE型とEET型とそれぞれの金融商品が老後の生活に備える資産形成という意味では重要で、かつ、これを両者並べて一括して、税制を考える上で議論することが大事なのではないかとい

うことを述べさせていただいたところです。

そのような意味では、諸外国でEET型とTEE型のそれぞれの仕組みを持っている国で、どのような役割分担といいたいでしょうか、それぞれのすみ分けがなされているのかというところ、これは単に税制だけではなくて金融機関側が顧客ないしは国民に対してどのような形で資産形成の場を提供しているかということも大事なポイントになってくるかと思えます。

例えば北米ということでは、アメリカではIRAに対してRoth IRAということですが、これら両方でTEE型とEET型のそれぞれの二つの仕組みを併せ持っているということがありますし、カナダでも包括的な共通枠の管理の部分に加えて、貯蓄口座制度もあって、これはTEE型の仕組みとして存在するということがありますので、このようなところがどれほど活用されているかという利用実態。その制度が生まれた制度的な背景、さらには金融資産をたくさん持っている人だけが優遇されるということになってはいないかという意味での垂直的な公平性についての観点、そういったところを調査することは、一つ重要なポイントになって我が国にも示唆を与えるものになるかと思えます。

#### ○中里会長

田近委員、どうぞ。

#### ○田近委員

このテーマは、先ほど説明をもらった31年度改正の中で示唆された経済社会の構造変化等を踏まえた税制の検討とマッチしていると思うのですが、私の感想ですが、以前もここで少し申し述べたのですが、今、ざくっと言って、標準的に一生働いてきて、単身で、65歳で年金をどのぐらいもらえるかというところ、基礎年金、満額もらって77万です。ざくっと70万ぐらい。報酬比例の方が月9万、10万として、大体目の子で、単身で180万。標準世帯ということで被扶養配偶者がずっと3号でいる。その場合、基礎年金がつかますから250万。

それにマクロ経済スライドが来るわけですから、もう日本の国民にも到底、公的年金で老後の生活が済むのだという考え方は改めてもらわなければいけない。その仮定で、我々、国としては老後の生活を支えるために自助努力もしてくださいということで、私の観点から言うと、そういう年金に対する国民の理解を深めるような仕事が出てきて、具体的な提案ができれば良い。

現行、ざっと見ても、個人の確定拠出年金、iDeCoが自営業だと月に6万8,000円、普通のサラリーマンで企業に企業年金があると月2万3,000円。これでは話にならないわけです。一つは、だから、国民に年金について取り巻く環境をしっかりと理解してもらって、自助努力が必要です。それでは済まないわけで、では、今度はそうした国民にこういう制度を提供したいということで、非常に重要なテーマでミッションだと思います。

## ○中里会長

それでは、佐藤委員、どうぞ。

## ○佐藤委員

できるだけ手短かに三点ほど。

一つ目なのですが、運用についてですが、例えば日本で、もしこれをやれと言われたら、iDeCoなどをやれと言われたら、安全資産というか、みんな預金で持ってしまうと、国債を持っておしまいとなると、なかなかリスクマネーの方にお金が流れないということになります。やはり何らかの、いわゆる最近だとなじるというもので、デフォルトの設定、運用のデフォルトのところ、例えば債券と株をどう組み合わせているのかなど、そういった工夫はおそらくありそうなのです。アメリカは行っていると思うのです。なので、その運用のところでどのように行って、無理やりにといいわけではないけれども、ある種、リスクマネーの方に人々を誘導しているかとか、収益性も担保する観点から見ても、その辺の実態を見てもいいのかな。

先ほど中小企業の話が出てきたのですが、特に中小企業の新陳代謝を考えたときに、中小企業という言い方は正しくなくて、自営業者と言うのが正しいと思うのですが、彼らは今、田近委員がおっしゃったように老後の年金はあまりないのです。さもないければ、基礎年金、国民年金だけになってしまうので、あと、小規模共済などがありますが、金額的には劣るので、そういうある種、自営業の方々あるいはこれからの言葉を使えばフリーランスの方々が老後をちゃんと安心して暮らせるような、それぐらいの規模の資産がないと、ある意味、新陳代謝もうまくいかないと思うのです。なぜかという、やめてしまったら所得がなくなってしまうわけですから。いつでもやめるというオプションを与えるためにも、実は老後に向けた資産形成はすごく大事で、それは新陳代謝にもつながるのです。なので、特に自営業あるいは長い目で見ればフリーランス向けにおいて、どういう老後の資産形成に対する支援があるのかは見てみる価値があるかな。

資産課税なのですが、今、相変わらず起きている問題として格差の話がありますので、いわゆる富裕税です。富裕税的なものはどのように各国で取り組もうとしているのか、あるいは取り組めないでいるのかということ。おそらく、これはどのように税金を課すかという以上に、どのように資産を捕捉するかということがポイントで、正しい資産の捕捉をしないと、社会保障の問題にもかかわるのです。自己負担や保険料の水準など、こういったものも資産と関連づけようというのが今、一つの流れなので、いかに正しく資産を捕捉するか。この辺について、どのような知見があるのかは聞いてみる価値があるのかと思いました。

## ○中里会長

OECD等でナッジははやっていますね。分かりました。

それでは、赤井特別委員、どうぞ。

## ○赤井特別委員

私の思っていたことも佐藤委員と近いところがあるのですが、老後に向けて、先かもしれないですが、着実に資産形成していく上で、それが逆に経済の行動や人のライフスタイルのようなものに、もちろん問題があるものは直していくべきですが、中立であるべきで、中立というのもキーワードになると思います。

先ほど言われたフリーランスなど働き方もどんどん多様化していますし、様々なものが今後、出てくると思いますし、海外ではさらに進んでいるものがあると思うので、そういう働き方がどのような形であれ、老後の資産形成がきちっとできる、そういうことが分かるような仕組みとはどのようなものなのかということに興味もあるので、そういうことを調べるのはすごく重要かと思います。

あと資産課税に関しても、先ほども出ていましたが、いつ、どんなタイミングで資産を次の世代に渡していくのかなど、あとは所得再分配の観点、そのいつのタイミングで渡すのかということに対しても、ある程度、中立的、その制度自体でタイミングが変わることで行動に影響を与えることのないように、中立的な制度というのは海外でどのようになっているのかということを見ると価値があるかと思います。

## ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、岡村委員、お願いします。

## ○岡村委員

この問題は、先ほど会長からも御説明がありましたように、昨年10月に様々な議論を行いました。本日の御指摘を聞いていても本当に様々な議論があることがよく分かりました。

昨年の議論の時に申し上げたのですが、基本的には所得課税の話として考えるべきであろうと思います。所得課税の考え方では、所得というものが、人の担税力を最もよく表すと考えます。もちろん、タックスミックスで様々な税金を用いるのですが、所得こそが、人の状況を最もよく捉えていると考えるわけです。

そうすると、給料を獲得した時や事業からの所得があった時に、所得税が課されることとなります。そして、貯蓄をしたことによって控除されるということは、原則論としてはあり得ないこととなります。貯蓄がさらに収益を生み出してくれば、それは所得なので、課税を受けることとなります。そして、最終的に投資ないし貯蓄が清算される時、たとえば老後などに取り崩していく時には、もしキャピタルゲインなどがあれば、それも所得なので、やはり課税を受けることとなります。このことから、私は、TTTが所得税の原則ではないかということ、昨年の議論で申し上げたのです。

しかし、諸外国の例などを事務局から提示いただきまして、日本ではEET、しかも最後の「T」は「t」ではないかという見方があることや、諸外国では先ほど土居委員から御説明のありました様々な制度があるということもよく分かりました。そして、

おそらくこの総会の皆さんの御意見からは、EETタイプのもの、つまり、支出税に動いていくのかと思いました。

昨年の議論で、所得税の基本を支出型に変えていくことは、一つの決心ではないかと申し上げました。そのような明示的な議論、変えていくなれば変えていく、それに反対ということではなくて、どのような理由からそういうことをやっていくのかということが大事ではないかと思えます。

それに関連しますが、先ほど田近委員からは、Eの方の枠がとても足りないというお話がありました。Eの議論が重要であることはもちろんですが、ただ、私としてはTの方の議論もやっておくことが大切ではないかと思えます。EETでは、最後のところで税金を払うことになります。つまり、一番お金が要るときに税金も払ってくださいということになるのです。これに対して、最初の方のところで払うのであれば、まだ余裕があって、働けて、あるいは投資が収益を生み出していて、だから、そこで所得があるから払ってくれという方が担税力はあるという考えもできないわけではないかもしれない。そのようなこともありますので、Tというのもよく考えてみる必要があると思えます。

それから、昨年秋の事務局からの説明では、例えばイギリスやカナダに興味深い非課税枠、例えばペンション・ポットや、コントリビューション・ルームなどが示されていましたが、こういったものも大変興味深く思いました。これらについても総合的にEとTとのバランスを見ながら調べてくるということが必要かと思えます。

あとは、社会保障制度との関係についても、本日、御指摘がありました。例えばイギリスなどを見ると、随分大きな拠出枠があるということが事務局資料に書かれていて私も驚きましたが、イギリスの年金制度がどうなっているかといったことと併せて考えてみる必要があって、給付水準と非課税枠との相互連関のようなことも調べる必要があるのではないかと思えます。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、沼尾委員、お願いします。

#### ○沼尾委員

この調査をやっていただくに当たって、老後の生活等に備える個人の資産形成の前提として、先ほど社会保障制度の話も出ていましたが、例えば国によっては、政府だけではなくてコミュニティーベースで老後の生活のためのセーフティーネットのような仕組みや、コミュニティーベースでの資産を上手に作っているようなケースもあると思えますので、ぜひこの制度を検討するに当たっての前提となる社会保障制度などコミュニティーでのセーフティーネットの仕組みを前提とした上で、議論の仕分けができるような調査のところ、そこをしっかりと積み上げてきていただければと思えました。

○中里会長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

もし、その他、御意見等がございましたら、事務局にお寄せいただければ、それも含めて対応させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、いただいた御意見も参考にさせていただきつつ、基本的には先ほど御説明した形で海外調査を進めていきたいと思っています。こういうことでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、この辺りで本日の議事、終了したいと思います。

今後につきましては、連結納税制度に関する専門家会合をおそらく来月にも開催できるのではないかと考えておりまして、そうした専門家会合における議論の状況等を見ながら検討していきたいと思っています。

いずれにせよ、次回の総会につきましては、事務局から改めて皆様に御連絡をさせていただきます。

今日の会議の内容につきましては、この後、記者会見で御紹介したいと思っております。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。